最終更新日：2018年7月10日
株式会社プロスペクト
代表取締役社長　カーティス・フリーズ
問合せ先：総務部　03(3470)8411
証券コード：3528
http://www.prospectjapan.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの向上が持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に資するとの認識のもと、監査役会設置会社として合理的かつ適切な企業経営を実現します。コーポレートガバナンスを構築・維持・改善するにあたり、当社の規模、人員などの当社固有の事情を踏まえ、企業として求められる柔軟性や“Challenge& Ambition”というグループスローガンに込められた精神性と両立できることも重要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
所有株式数における海外投資家の割合が10%を超え、招集通知の英訳は実施しており、機関投資家や海外投資家の議決権行使も過去から適切に行使されてきたことから、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）は実施しておりません。なお、新たな事業の展開に伴い外国人株主数がさらに増加するような場合には、状況に応じて適切に対応してまいります。

【補充原則4-1-2】
当社は、既存の事業内容にとらわれることなく、常に有望な事業への進出を図り、事業の多角化のための戦略としてＭ＆Ａを積極的に採用しております。また重要なセグメントの一つとしてアセットマネジメント事業を展開しておりますが、以上の事業内容については、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける傾向にあることから、定量的な中期経営計画の策定・開示は行っておりません。当社としましては、中期的な会社の将来像を定性的に示すよう努め、業績に関係する事象が発生した場合速やかに開示するとともに、日々の業務に全力を尽くすことにより、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

【補充原則4-2-1】
当社の事業内容は、補充原則4-1-2記載のとおり、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける傾向にあることから、経営陣の報酬の決定のあり方として毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決定された年額報酬枠の限度内で、会社の業績、経済情勢等を総合的に考慮して個別の報酬額を決定しており、現行の方法が現実に即し、健全であると考えております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、当社の規模に応じた独立役員の確保に努め、取締役3名のうち1名を、監査役3名については全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。独立社外取締役は1名ですが、取締役の構成比率としては3分の1であり、役員全体をみると過半数が独立役員であって、十分に経営の監視及び監督する機能を有する体制にあります。また、独立社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない地位にあることを踏まえ、客観的な視点から他の2名の取締役と率直に意見交換を行うなど、独立社外取締役としての責務を十分に果たしており、現時点で独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、その際には必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】
原則4-8記載の状況であるため、現時点では、独立社外者のみを構成員とする会合を開催する必要はないと判断しております。

【補充原則4-8-2】
原則4-8及び補充原則4-8-1記載のとおり、現時点では、独立社外者のみを構成員とする会合を開催することや「筆頭独立社外取締役」を決定する必要はないものと判断しております。

【補充原則4-10-1】
当社は、独立社外取締役は1名であるものの、当社の規模に応じて取締役の人数も取締役3名と少数であることから、取締役会の審議において、独立社外取締役としての関与は十分なされており、かつ適切な助言も得ております。従いまして、報酬・指名等の事項などを審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。

【補充原則4-11-3】
取締役会全体の実効性の分析・評価とその結果の開示につきましては、今後の課題として検討してまいりますが、現時点では、適切な分析・評価の方法の確立を見極める必要があると認識しております。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、既存の事業内容にとらわれることなく、常に有望な事業への進出を図り、事業の多角化のための戦略としてＭ＆Ａを積極的に採用しております。また重要なセグメントの一つとしてアセットマネジメント事業を展開しておりますが、以上の事業内容については、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける傾向にあることから、定量的な中期経営計画の策定・開示は行っておりません。当社としましては、中期的な会社の将来像を定性的に示すよう努め、業績に関係する事象が発生した場合速やかに開示するとともに、日々の業務に全力を尽くすことにより、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、現時点で、いわゆる政策保有株式を保有しておりませんが、事業の拡大・推進という目的のもと、経営戦略上の必要性等を総合的に勘案し、企業価値向上に資すると判断する場合には、他社の株式を政策的に保有することがあります。
また、議決権行使にあたっては、中長期的な視点も加味し、保有目的、保有に至った経緯、議決権行使時の事情などを踏まえ、議案に対する賛否を総合的に判断します。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
取締役の競業取引及び利益相反取引につきましては、取締役会の決議事項と定めるなどして、法令に則った対応を行っております。また、業務の適正を確保する体制として、主要株主との取引や非通例的な取引については、取締役会において決定し、必要に応じて監査役会に報告することになっております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)　会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するため、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの協働が不可欠であると認識しており、グループスローガンを“ Challenge& Ambition ”と定め、長期的な視点から将来の可能性を展望し、新たな価値の創造と極大化に挑戦することをグループ一丸となって進めており、これらに関する決定は適時適切に開示してまいります。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
(基本的な考え方)
当社は、コーポレートガバナンスの向上が持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に資するとの認識のもと、監査役会設置会社として合理的かつ適切な企業経営を実現します。コーポレートガバナンスを構築・維持・改善するにあたり、当社の規模、人員などの当社固有の事情を踏まえ、企業として求められる柔軟性や“ Challenge& Ambition ”というグループスローガンに込められた精神性と両立できることも重要と考えております。

(基本方針)
当社は、コーポレートガバナンス・コードに示される基本的精神に賛同しており、当社の規模、人員などの当社固有の事情を踏まえて、対応すべきと判断される事項については速やかに対応する方針です。
当社としましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主の皆様や当社のとりまく様々なステークホルダーとの協働によりもたらされるものであることを十分認識し、皆様に当社を正しく理解していただくために、適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
株主の皆様との関係では、実質的な株主の権利や平等性を確保し、また建設的な対話の実施に向けた体制の構築を地道に進めたいと存じます。
株主の皆様以外のステークホルダーとの関係では、女性の活躍促進に向けた環境整備や社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題にも目を向けてまいります。

(3)経営陣幹部の選任と取締役候補及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続
経営陣幹部の選任と取締役候補及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続につきましては、社内規程等で詳細に定めておりませんが、次のとおり、取締役会で慎重に議論したうえで、選任又は指名を行っております。
ア．経営陣幹部：複数の候補者の中から勤務態度、業績などを考慮し、選任します。
イ．取締役　　：個々人の資質・能力に加え、選任時の経済環境や経営上の課題等を踏まえ、会議体としての機能という点にも留意し、候補者の指名を行います。
ウ．監査役　　：専門的な知識又はこれまでの経験から、中立的・客観的な視点による実効性のある監査を行いうるかなどを総合的に判断し、候補者の指名を行います。
なお、取締役候補及び監査役候補の略歴や社外役員候補の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

(4)報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、役員の報酬等の額の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、世間水準・業界水準、経営成績および従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。
また、その決定方法は、株主総会で決定された年額報酬枠の限度内において、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、法令の定め、当社定款および取締役会規程などに基づき、会社の経営方針、事業計画、重要な人事など、経営全般に関する重要事項の審議ならびに意思決定を行います。代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会の決議に基づき当社の業務を執行しております。また、取締役会の決議に基づき、業務執行権限の一部を執行役員に委譲することができます。
なお、当社は、日々の業務においては、代表取締役が議長となり常勤取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議に委譲しておりますが、この経営会議は、業務執行に関する重要事項に関する意見交換及び報告などを行う会議体として機能しており、重要な件については取締役会で決議しております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、当社の規模に応じた独立役員の確保に努め、取締役3名のうち1名を、監査役3名については全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。独立社外取締役は1名ですが、取締役の構成比率としては3分の1であり、役員全体をみると過半数が独立役員であって、十分に経営の監視及び監督する機能を有する体制にあります。また、独立社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない地位にあることを踏まえ、客観的な視点から他の2名の取締役と率直に意見交換を行うなど、独立社外取締役としての責務を十分に果たしており、現時点で独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、その際には必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の候補を選定するにあたり、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、かつ次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。
ア．当社グループから取締役を受け入れている会社の取締役又は重要な使用人
イ．当社グループが多額(過去3事業年度の平均で年間1千万円)の寄付を行っている先(法人等の団体であれば、団体幹部)
当社では、この独立性基準を満たし、かつ物事に建設的に取り組む姿勢のある人物を独立社外取締役の候補者として選定しています。

【補充原則4-11-1】
取締役会は、会社の規模、経済環境や経営上の課題、多様性等を踏まえ、合理的な人数で構成されかつ取締役会全体がより有効に機能するように、取締役候補者の指名を行います。なお、定款において取締役の人数は、「取締役3名以上を置く」と定められております。

【補充原則4-11-2】
当社の取締役・監査役は、当社のために必要な時間と労力を振り向けており、各自に求められる役割や責務を適切に果たしております。役員の兼任状況につきましては、事業報告に記載し、従前より開示しております。

【補充原則4-11-3】
取締役会全体の実効性の分析・評価とその結果の開示につきましては、今後の課題として検討してまいりますが、現時点では、適切な分析・評価の方法の確立を見極める必要があると認識しております。

【補充原則4-14-2】
当社では、取締役又は監査役としての職務を十分遂行できる方を取締役又は監査役として選任しておりますが、確実に各役職に応じた職責を果たしていただくために、以下のトレーニングの方針を定めております。
ア．就任時：就任後1ヶ月内を目処に、代表取締役又は同人が指名する者から、当社グループの沿革、社内体制、経営・財務の情報、取り組むべき課題等の説明を行います。
イ．就任後：取締役・監査役が在任する期間中、各役職に応じて必要な知識を獲得・更新するための研修機会の情報を随時提供します。当社が承認した研修等については、当社がその費用の支援を行います。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主からの対話（面談）の申し込みに関して、建設的な対話が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するという点を踏まえ、以下の取り組みを実施します。なお、この取り組みの実施にあたっては、日々の経営・業務に支障が生じないように留意いたします。
ア．株主との対話は、管理部門を統括する取締役のもと、総務部が担当し、対話の内容に応じて関係各部署と協力して対応します。
イ．株主からの対話(面談)の申し込みに対しては、担当部署が窓口となり、株主の希望、面談の主な関心事項などを整理します。その上で、整理された事情や日々の経営・業務に支障が生じないか等を踏まえ、経営陣幹部または取締役が合理的な範囲で対応することを基本とします。
ウ．株主との対話（個別面談）のほか、ホームページによる情報発信の充実などを通じて、IR活動の質と量の向上に努めます。
エ．対話の担当者は、分かり易い言葉で自社の考えていることを株主に伝え、株主から頂いたご意見等については、総務部が速やかに取り纏め、各役員または経営陣幹部に情報提供を行います。
オ．株主との対話に際しては、社内規則「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に則りインサイダー情報を適切に管理します。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
クリアストリーム　バンキング　エス　エー	10,277,544	2.37
日本証券金融株式会社	7,639,000	1.76
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505103	7,382,499	1.70
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	6,994,000	1.61
株式会社SBI証券	5,383,543	1.24
ユーロクリアー　バンク　エスエイ　エヌブイ	5,192,188	1.20
RBC IST－OMNIBUS 15.315 NON LENDING － CLIENT ACCOUNT	4,945,794	1.14
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ　ビーエヌワイエムエスエーエヌブイエルオーエヌ　ミトン　グロオボチユニテイーズピーエルシー	4,550,000	1.05
JPモルガン証券株式会社	4,202,257	0.97
GMOクリック証券株式会社	3,950,000	0.91

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．「大株主の状況」は2018年3月31日現在の株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
2．持株比率（上記割合）では自己株式を控除して計算しております。
3．2018年6月20日付でラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーによる株式大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されております。
4．2017年9月20日付で1607キャピタル・パートナーズ・エルエルシーによる株式大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されております。
5．2017年10月18日付でシージー・アセット・マネジメント・リミテッドによる株式大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されております。
6．2017年8月29日付でワイス・アセット・マネジメント・エルピーによる株式大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部

決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を有しません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ニコラス・カント	他の会社の出身者	△										

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ニコラス・カント	○	1996年1月より約1年間、当社の海外子会社であるプロスペクト・アセット・マネージメント・インクにおいてマーケティング責任者として勤務しておりました。	職務経験と幅広い見識のもとに、経営全般に助言を頂戴することにより当社の経営強化に寄与していただけるものと考えております。 また、当社と同氏との間に重要な取引関係はなく一般株主と利益相反を生じるおそれはない者と判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画について説明を受け、また、定期的に情報交換や意見交換を行い、会計監査人による監査結果の報告を受ける等、緊密な連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
築島　秋雄	他の会社の出身者													
市川　祐生	弁護士													
トーマス･R･ゼンゲージ	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
築島　秋雄	○	―――	長年にわたり金融界･不動産業界で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に生かし、当社の社外監査役としての職務を遂行して頂けると判断しております。 また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員として届出しております。

市川　祐生	○	株式会社カチタス社外監査役	主に弁護士としての専門的見地から、当社において社外監査役として独立した立場から監査されております。 また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反を生じるおそれはない社外監査役と判断し、独立役員に指定しております。
トーマス･R･ゼンゲージ	○	株式会社インベスター･インパクト 代表取締役社長	IR･ＣＳＲコンサルティング業界における専門的な知識と幅広い経験を有し、外部の視点をもって、当社の社外監査役としての職務を遂行して頂けると判断しております。 また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員として届出しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

特になし

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、社外役員 (社外取締役及び社外監査役) の報酬等は次のとおりであります。
取締役　　2名　　874,677千円
社外役員　4名　　26,877千円

※連結報酬等が1億円以上であるものについては有価証券報告書において個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、世間水準・業界水準、経営成績および従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。また、その決定方法は、株主総会で決定された年額報酬枠の限度内において、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役に対して、取締役会に付議する議案等重要事項について、事前に資料配布および必要に応じて、適宜、事業内容等の説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行、監査、監督等の機能に係る事項は以下のとおりであります。
（1）経営に関する重要事項の審議・意思決定を行う機関として、取締役会を原則として月1回開催しております。また、取締役会への付議事項のほか、業務執行に関する重要事項の審議・決定・報告機関として、社長、常勤取締役、執行役員等が出席する経営会議を、原則として週1回開催しております。
（2）代表取締役は、業務執行状況を定期的に取締役会に報告しております。
（3）取締役の選任は、取締役会が能力・人格・見識などを総合的に勘案して推薦し、株主総会において決定しております。
（4）監査役の選任は、監査役会の同意に基づき、取締役会が能力・人格・見識などを総合的に勘案して推薦し、株主総会において決定しております。
（5）報酬は、株主総会決議による範囲内において、取締役会の決議および監査役の協議により決定しております。
（6）当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を、2018年3月期事業年度を監査期間として、監査法人ハイビスカスと締結し、監査が実施されました。なお、当該監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はございません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社の取締役3名のうち社外取締役1名からは、その職務経験と幅広い見識のもと経営全般に助言を受けております。また、当社は監査役会設置会社であり、監査役3名はいずれも社外監査役であり、うち1名は長年にわたり金融界・不動産業界において豊富な経験と幅広い見識を有する者、1名は弁護士、1名はIR／ＣＳＲコンサルティング業界における専門的な知識を有する者が就任し、それぞれの見地から有効に監査体制の強化を図っております。この体制により業務の適正を確保していると考えているため、現在の体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めます。 招集通知を法定期日より前に発送することに努めるとともに、発送日までに、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は基本的に毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行うよう努めています。
招集通知（要約）の英文での提供	第116回定時株主総会（2017年）より、英訳版を作成し、ホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内「決算・IR情報」において、2002年3月期以降の決算短信を掲載しております。なお、その他適時開示につきましても、同ホームページに掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において、「すべてのステークホルダーに、最大限の満足をお届けすることを目指す」ことを規範として定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、事業において環境に配慮した設備機器を採用するとともに、自然エネルギーを利用した発電事業に取り組んでいます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

○当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を次のとおりとしております。
1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
(2) 取締役は、取締役会で定められた経営機構および職務分掌に基づいて職務を執行する。
(3) 取締役は、3カ月に1回以上、職務執行の状況を取締役会に報告する。
(4) 社外取締役を継続しておくことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持･向上を図る。
(5) 利益相反取引および非通例的な取引については、取締役会において決定し必要に応じ監査役会に報告する。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要な書類については、社内規程に基づいて、保存年限を定め適切に保存および管理する。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理規程により、各部門(子会社を含む)における業務上のリスクを、市場リスク、事業リスク、災害リスク等に識別･分析･管理し、総務部は、所管部所からの報告およびモニタリングを通じて管理方法等を統括する。
(2) 総務部長は、リスク管理に係る情報を、社長および監査役会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社および当社グループ全体に影響を及ぼす経営に係わる重要事項については、常勤取締役および執行役員等により構成する経営会議において審議、決定する経営体制をとる。
(2) 社内規程で職務分掌および職務権限を定め、取締役会で定められた取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとる。
5．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
(2) 業務の適正性を確保するため、コンプライアンスおよびリスク管理の推進を総務部が、内部統制の運用状況のモニタリングを監査室が行う。
(3) コンプライアンス研修の実施、コンプライアンスマニュアルの配付等により、使用人が経営理念、社内規程、法令、定款および社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにする。
(4) 外部弁護士と連携したコンプライアンス相談窓口を設置し、使用人が、社内規程、法令･定款および社会規範等に反する行為を発見したときの内部通報制度を構築しており、その適切な運用とコンプライアンス上疑義ある行為の未然防止に努める。
6．当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 関連会社管理規程を定め、子会社の取引内容を確認するとともにその経営内容を的確に把握する等、適切に管理を行う。
(2) 状況に応じて子会社の取締役および監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況につき監視および監督を行う。
(3) 当社の監査役および内部監査部門は、必要に応じて子会社業務について監査を行う。
(4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い決定する。
7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役は、その職務の執行のために必要がある場合は、監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。
8．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査役会の意見を尊重して行うものとし、その独立性および監査役の指示の実効性の確保に努める。
9．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社および子会社の取締役および使用人は、職務執行に関し、重大な法令･定款違反および不正の行為の事実または会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
(2) コンプライアンス相談窓口を利用して行なわれた通報の内容が、業務または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるときは、遅滞なくその事実を監査役会に報告することとする。
(3) 当社および子会社の法令違反行為や不正行為に関する通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
(4) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役会から業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 常勤監査役は、経営会議およびその他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。また、重要な議事録、稟議書を都度監査役に回覧する。
(2) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役会に対し、毎月の事業の状況および四半期ごとの決算の状況を必要に応じ報告し、また、聴取を受ける。
(3) コンプライアンス相談窓口を利用して行う通報の内容が、会計･会計の内部統制･監査に関連する事項の場合は、直接、監査役に対し通報することができる。
(4) 監査室長は、監査役会に対し、内部監査計画および監査実施結果を報告する。
(5) 監査役会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じ監査実施状況の聴取を行うこととしている。
(6) 監査役がその職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
11．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制
(1) 当社および子会社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力排除に向け「役職員行動倫理規範」および「コンプライアンスマニュアル」を指針とし、それらを役員および従業員に周知徹底する。
(2) 反社会的勢力に関する対応については、警察当局および外部機関との密な連携を図り不測の事態に備える体制を整えることとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1) 基本的な考え方
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断し、企業として毅然とした対応をとることとしております。
(2) 整備状況
企業行動憲章、役職員行動倫理規範、内部統制システムの構築に関する基本方針、コンプライアンス･マニュアル等の社内規程を定め、反社会

的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にしております。
このうち、コンプライアンス・マニュアルにおいては、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体ならびにその関連企業等とは一切関係をもたない旨を明記し、同マニュアルを全役職員に配布し、社内啓蒙に努めております。
また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加入して、同会が開催する研修等に参加し、関係情報の収集等に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1．会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、経営理念ならびに役職員行動倫理規範等において、すべてのステークホルダーの信頼に応えるために会社情報の開示を積極的に行うことを規定しております。また、会社情報の発表に関する規程に基づき、情報管理責任者（総務部担当役員）に様々な会社情報を集積することとし、会社情報の適時適切な開示に資するための審査機関として常勤取締役、常勤監査役で組織する開示委員会をおいております。

2．適時開示の方法

会社情報の適時開示は、東京証券取引所の「適時開示情報システム（TDnet）」において開示したうえで、すみやかに報道機関への発表ならびに当社ホームページへの掲載を行っております。また、金融商品取引法に基づく決算･財務情報などの法定開示事項についても、審議を経て関東財務局へ提出し、公衆の閲覧に供されております。

